




インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は消費税の確定申告が必要となります

※　**基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です**

自宅でe-Tax



e-Taxを使うと**自宅やオフィスから**申告や申請･届出の提出、納税等の各種税務手続ができます。
なお、個人事業者は**「確定申告書等作成コーナー」**により、スマホで簡単に確定申告の手続ができます。

＜個人向け＞
確定申告書等作成コーナー

＜法人向け＞
e-Tax
ホームページ

納税資金の計画的なご準備を！

消費税の納税に当たっては、計画的な納税資金の積立て等により、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することができます。
事前に売上げから消費税相当分を分けて管理しておくなど、**納税資金を計画的にご準備**の上、**期限内納付**をお願いします。

計画的な納税を検討中の方へ

簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスから**キャッシュレスで納付**ができます。

＜キャッシュレス納付方法＞

- e-Taxによる口座振替（ダイレクト納付）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済（○Payなど）
- 口座引落し（振替納税※個人の方のみ）



納付手続に関する情報

※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご自身で納付手続を行う必要があります。

インボイス制度特設サイト

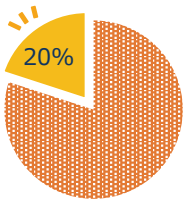


- 国税庁ＨＰの**「インボイス制度特設サイト」**に、制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度特設サイト

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和７年10月）

２ 割 特 例



免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、**納付税額を売上げに係る消費税額の２割とすることができる特例**があります。

※ ２割特例の適用には、２年前（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であるなど、要件があります。

※ ２割特例を適用できない場合でも、２割特例と同様、納付税額を売上げに係る消費税額から計算する「簡易課税制度」もあります（業種ごとに決められた割合により計算します。）。
簡易課税制度の適用には、事前に届出書の提出が必要です。

２割特例ページ

簡易課税制度

登録を受けるかお悩みの方

- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から２年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。



- **登録は任意**のため、売上先からインボイスや旅費精算のための領収書を求められることが多いかなど**ご自身の事業実態に合わせて**登録の要否をご検討ください。

登録を受ける場合

登録を受ける場合は、登録申請手続が必要です。
登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください。**
個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる登録申請手続

インボイス制度についてのお問合せ先



インボイスコールセンター（一般的な問合せはこちら）

0120 - 205 - 553（無料）
9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

国税庁HPの**「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」**に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

登録についてのご相談は、所轄の税務署で開催している**相談会**、**オンライン税理士相談**（中小企業庁委託事業）などもご活用ください。

※相談会は事前予約が必要なため、所轄の税務署へご連絡ください。

相談窓口一覧

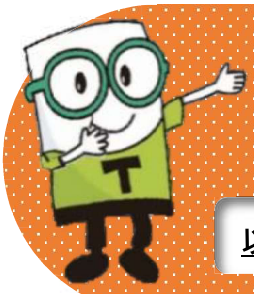
補 助 金 な ど の 支 援 策



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のＩＴツール導入を支援**する**ＩＴ導入補助金**や小規模事業者の**販路開拓等を支援**する**小規模事業者持続化補助金**などの支援策があります。

中小企業庁リーフレット

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和７年10月）



インボイスの取扱いに関するご質問

（令和8年4月1日更新）

以下のQ＆Aは、事業者の皆様に新たにお示しすべき事項について整理し集約したものです。

目次

【令和7年2月25日更新】・・・令和7年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

問Ⅰ　現金主義を適用する事業者における仕入税額控除のタイミング……1

問Ⅱ　任意組合の構成員が帳簿へ記載すべき課税仕入れの相手方の氏名又は名称

【令和8年4月1日改訂】……2

問Ⅲ　任意組合の組合員のうち事業の損益の配賦を受けない者の取扱い……3

問Ⅳ　適格請求書の記載事項のインターネットでの公表……4

【令和7年6月10日更新】・・・令和7年6月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

問Ⅴ　適格請求書の交付に当たっての金銭的負担……5

問Ⅵ　適格請求書の交付に当たっての期間制限……7

問Ⅶ　プラットフォーム課税の対象となる取引に係る適格請求書等*【令和8年4月1日改訂】*…8

【令和7年10月28日更新】・・・令和8年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

問Ⅷ　令和8年10月1日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用*【令和8年4月1日改訂】*……9

問Ⅸ　短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用

【令和8年4月1日改訂】……10

【令和8年1月16日更新】・・・令和8年4月の改訂でインボイスQ&A本体に取り込まれました

問Ⅹ　登録に係る経過措置により課税事業者となる期間における再登録……11

（従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除）

問⑩　当社は、事業に必要な消耗品等を従業員が自ら購入し、その際受領した適格簡易請求書と引き換えに、当該消耗品費を支払っています。この場合、当該適格簡易請求書の宛名には「従業員名」が記載されているのですが、これをそのまま保存することで、当社は仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。*【インボイスＱ＆Ａ問 94－２として追加】*

【答】

従業員が事業に必要なものとして購入した消耗品等の代金を貴社が負担する場合には、それは貴社が負担すべき費用を従業員から立替払を受けたことになります。

原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書であったとしても、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又は名称が記載されている場合には、当該適格簡易請求書をそのまま受領し保存したとしても、これをもって、仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、当該従業員が貴社に所属していることが明らかとなる名簿や当該名簿の記載事項に係る電磁的記録（以下「従業員名簿等」といいます。）の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、当該従業員名簿等の保存をもって、貴社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う者である従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となります（詳しくは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 94」をご参照ください。）。

（実費精算の出張旅費等）

問⑪　当社は、社員が出張した場合、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。この際、実際にかかった費用に基づき精算を行うため、社員からは、支払の際に受け取った適格請求書等を徴求することとしています。この実費に係る金額について、帳簿のみの保存（従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等）により仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。*【インボイスＱ＆Ａ問107－２として追加】*

【答】

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この社員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

（注）　帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達９－３に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。詳しくは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 107」をご参照ください。

（参考）実費精算が貴社により用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、３万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。詳しくは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａの問 104」をご参照ください。